

専門分科会構成

京都市社会福祉審議会

- 社会福祉に関する事項を調査審議するため社会福祉法第7条に基づき設置
- 委員定数50人以内

※専門分科会は、委員長が指名する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会は委員のみ）で組織し、部会は専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する者で組織する。

民生委員審査専門分科会

- 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するために設置

審査部会・更生医療審査部会

障害者福祉・高齢者福祉分野を中心に、横断的審議のための分科会を設置
理学療法、病院経営、経済、交通、行政経営等の専門家を臨時委員として委嘱

障害者福祉専門分科会

- 障害者の福祉に関する事項を調査審議するため設置

リハビリテーション行政の在り方検討専門分科会

諮問事項「京都市におけるリハビリテーション行政の在り方」の審議を行うために設置

老人福祉専門分科会

- 高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため設置

敬老乗車証の在り方検討専門分科会

諮問事項「敬老乗車証制度の今後の在り方」の審議を行うために設置

児童福祉専門分科会

- 児童福祉に関する事項を調査審議するため設置

児童処遇部会・里親部会

福祉施策のあり方検討専門分科会

- 福祉施策推進のための基本理念、共通する基本方針を調査審議するため設置
- ※22～23「市営保育所の今後の在り方」を審議